

社会福祉法人むくどり 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むくどり定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員（理事および監事）および評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 4 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(常勤役員等の報酬)

第3条 常勤役員については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(非常勤役員等の勤務報酬等)

第4条 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与および退職手当は支給しない。

- 2 理事長については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、別表1に定める額とする。なお、理事会、評議員会等への出席報酬等は支払わない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 2 報酬等別表2に定める額
- 3 理事長の命を受けて、法人及び施設の業務を担当する役員であり、かつ週平均1日以上業務にあたる役員は別表3による月額報酬を加算して支払うことができる。交通費については、実費を支払うことができる。
- 4 役員等が評議員会・理事会に出席したときは、別表2により出席報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合には、この出席報酬

はこれを支払わないものとする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(計算期間並びに支給日)

第7条 理事長並びに非常勤役員の月額報酬の計算期間は前月の16日から当月の15日までを報酬の期間とする。支給日は職員の給与規定に準ずる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成20年9月25日より適用する

2 この規程は、平成23年3月26日より適用する。

3 この規程は、平成29年6月24日より施行し、平成29年7月1日から適用する。

別表1

(1) 理事長

役職	役員報酬額
理事長	月額200,000円

別表 2

(1) 評議員

名称	報酬額
評議員会出席報酬	額 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	額 10,000円

(2) 理事

理事会等出席報酬	日額 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円

(3) 監事

役員業務報酬	報酬額
理事会等会議への出席報酬	日額 10,000円
監事監査業務報酬	日額 30,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円

別表 3

非常勤役員 加算月額	月額 50,000円
------------	------------

別表 4

旅費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実費	5,000円	3,000円	実費